

～現在受給されている家庭も改めて申請が必要です～  
**令和3年度就学援助費の申請**

- 支給費用** 新入学児童生徒学用品費・学用品費・通学用品費・校外活動費・学校給食費・修学旅行費等
- 対 象** ○児童扶養手当を受給している家庭  
 ○収入が少ないため学校給食費や修学旅行費の援助が必要な家庭  
 ○職業が不安定(休職、失業、倒産等)であるため生活が困窮している家庭  
 ○特別な事情(災害、事故、病気等)により、経済的に困窮している家庭
- 申 込 み** 期間内に申請書に記入の上、必要書類を添付し、**問**へ提出
- ※申請書は教育委員会にあります。
- 申請期間** 2月1日(月)～3月31日(水)(土・日曜日、祝日を除く)
- ※期間後も申請できますが、受給期間が短くなり支給費用が限られます。
- 必要書類** 生計をともにしている方全員の前年(令和2年分)の所得がわかるもの
- 認定の可否** 7月頃郵送

**入学前支給のご案内**

令和3年度に町内の小中学校に入学予定の子どもがいるご家庭で就学援助を希望される保護者の方には、「新入学児童生徒学用品費」を入学前に支給します。

- 申 込 み** 2月19日(金)までに**問**へ申込み
- ※3月末日以前に転出された場合や認定基準を満たしていない場合は、援助費を返還していただくことがあります。

**問** 学務課 学務担当

**TEL** 内線 5 0 3

**特別障害者控除・障害者控除とおむつ代の医療費控除について**

**おむつ代の医療費控除の「確認書」**

次の①から③にすべて該当する方は、医師が発行する「おむつ使用証明書」に代えて、町が発行する「確認書」により代用することができますので、**問**に申請してください。

- ①おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の方
- ②要介護認定を申請し、すでに認定結果が通知されている方
- ③ねたきりの状態で尿失禁の可能性があることを、要介護認定の際の「主治医意見書」により確認できる方

**高齢者の特別障害者控除・障害者控除対象認定書の発行**

身体障害者手帳等をお持ちでなくても、65歳以上で要介護認定を受けている方などのうち、次の①と②のどちらかに該当する方は、所得税や町県民税の特別障害者控除または障害者控除の対象になることがあります。確定申告等をする場合、町で発行する「認定書」が必要となりますので、**問**に申請してください。

- ①町の「在宅ねたきり高齢者等介護慰労金」の受給対象となる、ねたきり高齢者などの方(特別障害者控除に該当)
- ②ねたきりや認知症の状態が一定の基準を満たしていることを、要介護認定の際の「主治医意見書」により確認できる方(特別障害者控除または障害者控除に該当)

**問** 健康福祉課 高齢者介護担当

**TEL** 内線 1 1 5 ・ 1 1 6

ご葬儀のことならー

## 毛呂山法要殿

100通りの想いをかたちに

法要殿グループ

あんしん家族葬 **35万円**～

式場使用料 **無料**

霊安室完備

毛呂山町役場より徒歩3分  
 スーパー「ライフ」様ならび  
 毛呂山町岩井西 3-5-3

【直通】フリーダイヤル  
 《ご相談はご予約が便利です》  
**0120-743-200**

事前がとっても安心

◆事前相談  
 ◆式場見学 承ります。

入会金・積立金無し  
 安心して経済的な  
 法要殿友の会会員募集中

坂戸法要殿

ご葬儀に使える

## 5000円引きチケット引換券

レジ袋有料化に伴い  
 ちょっとしたお買い物に便利な

## エコバッグ引換券

※有効期限はございません。  
 ※事前相談にご来店の方に限ります。  
 ※粗品は予告なく変更になる場合があります。

広 告

## 新型コロナウイルス感染症に関連した 不当な差別や偏見をなくしましょう

新型コロナウイルスに関連して、感染者・濃厚接触者、医療従事者等に対する不当な差別、偏見、いじめ、誹謗中傷があってはなりません。

一人ひとりが思いやりの気持ちを持つことが大切です。公的機関の提供する正確な情報入手し、冷静な行動に努めましょう。

### 相談窓口

みんなの人権 110番：0570-003-110

女性の人権ホットライン：0570-070-810

子どもの人権 110番：0120-007-110

外国語人権相談ダイヤル：0570-090-910

インターネット人権相談受付窓口：

<http://www.jinken.go.jp/>

☎ 総務課 自治振興担当

TEL 内線 216

## 防災行政無線 テレホンサービス

0800-800-8099

防災行政無線テレホンサービスは、防災行政無線の放送内容(夕方のチャイム「七つの子」は除く)を電話で聞くことができるサービスです。

○放送終了直後から利用できます。

○24時間以内に放送されたものを聞くことができます。

※県外からは利用できません。

※回線が込み合っている場合は電話が繋がらないことがありますのでご了承ください。

☎ 総務課 自治振興担当 TEL 内線 216

## 児童扶養手当 特別児童扶養手当

### 児童扶養手当

父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない子どもを育てている方や、父又は母に一定の障がいがあり子どもを育てている方に支給される手当です。申請を受け付けた翌月分から手当の対象になります。

### 特別児童扶養手当

精神又は身体に一定の障がいのある20歳未満の子どもを育てている方に支給される手当です。申請を受け付けた翌月分から手当の対象になります。

### 共通事項

資格のある方は、所得にかかわらず申請できます。ただし、申請者又は配偶者、扶養義務者の所得に応じて支給の制限があります。

児童扶養手当を受けている方は、毎年8月中に「現況届」を、特別児童扶養手当を受けている方は、毎年8月12日から9月11日までの間に「所得状況届」を提出する必要があります。提出がないと支給資格があっても引き続き受給することができなくなりますのでご注意ください。

詳しい申請要件等は☎へお問い合わせください。

☎ 子育て支援課 子ども担当

TEL 内線 161



広告



OGOSE  
BIO-RESORT  
HOTEL & SPA

オーパークおごせ

お得なクーポン券

有効期限 2021年5月31日(月)

☎ 049-292-7889 (株)温泉道場